

第 17 号

令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,072,835千円	66,064千円	1,138,899千円
第1項 営業収益	730,038千円	61,907千円	791,945千円
第2項 営業外収益	342,797千円	4,157千円	346,954千円
	支 出		
第1款 事業費	1,262,064千円	59,914千円	1,321,978千円
第1項 営業費用	1,217,876千円	59,914千円	1,277,790千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,581千円」を「不足する額1,868千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	904,599千円	899,477千円	1,804,076千円
第1項 企業債	183,000千円	513,000千円	696,000千円
第3項 工事受託金	134,300千円	44,764千円	179,064千円
第4項 補助金	106,858千円	341,713千円	448,571千円
	支 出		
第1款 資本的支出	906,180千円	899,764千円	1,805,944千円
第1項 建設改良費	319,584千円	899,764千円	1,219,348千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的に「新規工業用水道事業」を加え、起債の限度額に「513,000千円」を加える。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	64,784千円	2,992千円	67,776千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度	千円 5,452
工業用水道事業関係業務	令和6年度 ～令和8年度	7,633
	年次別内訳	
	令和6年度	2,547
令和7年度	2,543	
令和8年度	2,543	

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫